

沖縄市発注の建設工事における配置予定技術者の事前確認について

1. 概要

工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第 26 条の規定により配置が義務づけられている「主任技術者」又は「監理技術者」が、適正であることについて、契約締結前に確認する事務を行います。

2. 対象工事

本市が指名競争入札で発注する、工事 1 件の請負代金の額が 500 万円以上の建設工事です。

3. 確認の内容及び方法

- (1) 落札候補者に対して、契約締結前に配置予定技術者報告書を提出してもらいます。
- (2) 技術者は次のとおり確認します。

(※1) <u>主任技術者</u>	(※2) <u>監理技術者</u>
①. (※3) <u>専任義務の工事</u> については、落札者と入札日以前に 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係であること。 ②. 専任義務以外の工事について、直接的かつ恒常的な雇用関係であること。 ③. 専任義務である工事については、他の工事に従事していないこと。	①. 専任義務の工事については、落札者と入札日以前に 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係であること。 ②. 専任義務以外の工事について、直接的かつ恒常的な雇用関係であること。 ③. 専任義務である工事については、他の工事に従事していないこと。 ④. 監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、その有効期限内に監理技術者講習を受講していること。

※1 主任技術者

- ① 一般建設業者であれば、元請工事、下請工事に関係なく置かなければならない。
- ② 特定建設業者であれば、次に掲げる場合
 - ア 発注者から直接請け負った建設工事で、下請負人を使用しない場合
 - イ 下請負人を使用しても、その下請代金の総額が 5,000 万円未満の場合（建築一式工事の場合は 8,000 万円未満。）
 - ウ 他の建設業者の下請をする場合

※2 監理技術者

特定建設業者のうち、発注者から直接工事を請け負った者で 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上。）の工事を下請施工させる場合

※3 専任義務の工事とは土木一式で 4,500 万円以上の工事（建築一式については 9,000 万円以上の工事）

- (3) 確認の方法は、CORINS の工事実績情報サービス、監理技術者資格者証及び健康保険被保険者証等により行います。

4. 入札辞退及び落札候補者等

- (1) 配置予定技術者報告書を提出できる見込みがない場合又は専任義務の工事で、技術者を専任で配置できる見込みがない場合は、入札日の前日までに入札辞退届を契約管財課に提出してください。入札辞退については今後の指名に影響はありません。
- (2) 開札終了後、落札決定を保留し落札候補者とします。その後落札候補者より報告書を提出させ、確認の結果適正と認めた場合は、落札決定の通知をします。
- (3) 落札候補者が、報告書に虚偽の記載及び配置予定技術者が配置できない場合は、その入札を無効とします。その後、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定する工事については、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内）の最低価格をもって入札した次順位者より、報告書を提出させ落札の決定を行います。
- (4) (3) の落札候補者の入札が無効になった場合は、指名停止の対象となりますので、今後の入札参加に当たっては十分にご留意ください。

配置予定技術者報告書

年 月 日

沖縄市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

工 事 名	
職 名	主任技術者 ・ 監理技術者
配置予定技術者の氏名	
技 術 者 の 資 格	

添付書類

- 1. 上記工事の技術者となれる資格等の写し
- 2. 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- 3. 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、健康保険被保険者証等の写し